

群本例規第 22 号 (鑑)
平成 22 年 5 月 21 日

各 所 属 長 殿

群 馬 県 警 察 本 部 長

デジタルカメラで撮影した写真の運用要領の制定について (例規通達)

このたび、別添のとおりデジタルカメラで撮影した写真の運用要領を制定し、平成 22 年 6 月 1 日から施行するので、運用に誤りのないようされたい。

別添

デジタルカメラで撮影した写真の運用要領

1 目的

この要領は、犯罪捜査に従事する警察職員が職務上デジタルカメラで撮影した画像ファイル及び画像ファイル媒体の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 用語の定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) デジタルカメラ 犯罪現場等における写真撮影を写真原板に代えて電磁的に撮影し、記録媒体等に記録するカメラをいう。
- (2) 画像ファイル 犯罪捜査に従事する警察職員が職務上デジタルカメラで撮影した画像情報の電磁的記録をいう。
- (3) 画像ファイル媒体 画像ファイルの記録に使用する専用の外部記録媒体をいう。
- (4) 原画像ファイル 撮影により記録されたまま一切編集、加工及び消去がされていない画像ファイルをいう。
- (5) 原本媒体 原画像ファイルを記録し、保管するための画像ファイル媒体をいう。
- (6) 捜査書類 検証調書、身体検査調書、実況見分調書、検視調書、死体見分調書等をいう。

3 画像ファイルの原本性の確保

画像ファイルを印画した写真を証拠として捜査書類にちょう付する場合等は、公判等で当該写真の真正（撮影した対象の客観的な状況を機械的に記録したものであり、何らし意的な改変等が加えられていないことをいう。）を疑われることのないように、次に掲げる必要な措置を講じて原画像ファイルを確保しなければならない。

- (1) 原本媒体は、構造上、記録した原画像ファイルの編集、加工及び消去が不可能なものを使用すること。
- (2) 原本媒体に原画像ファイルを記録するまでの過程において、編集、加工及び消去の可能性を排除するため、専用のデジタルカメラを使用し、かつ、原画像ファイルの暗号化を行わないこと。

4 画像ファイル媒体の管理

(1) 適正管理

ア 画像ファイル媒体は、滅失し、き損し、変質し、混合し、又は散逸することのないよう、定められた方法により、適切かつ組織的に管理し、個人でこれらを保管してはならない。

イ 画像ファイル媒体は、専用の物を使用することとし、その他の目的で利用する外部記録媒体と明確に区別して管理しなければならない。

(2) 管理体制の確立

ア 管理責任者

(ア) 事件担当課等（警察本部事件担当課（本部執行隊を含む。）及び刑事部鑑識課をいう。以下同じ。）及び警察署に管理責任者を置く。

(イ) 管理責任者は、警察本部にあつては事件担当課等の長、警察署にあつては警察署長をもって充てる。

(ウ) 管理責任者は、画像ファイル媒体を総括的に管理するものとする。

イ 取扱責任者

(ア) 事件担当課等及び警察署に取扱責任者を置く。

(イ) 取扱責任者は、警察本部事件担当課等にあつては担当の課長補佐（室長補佐等を含む。）、警察署にあつては事件捜査を担当する課の長をもって充てる。

(ウ) 取扱責任者は、管理責任者を補佐し、画像ファイル媒体を管理するものとする。

ウ 取扱補助者

(ア) 事件担当課等及び警察署に取扱補助者を置く。

(イ) 取扱補助者は、管理責任者が指定する者をもって充てる。

(ウ) 取扱補助者は、取扱責任者の命を受け、画像ファイル媒体の管理を補助するものとする。

(3) 庁舎外への持ち出しの禁止

原本媒体の庁舎外への持ち出しは禁止する。ただし、管理責任者が業務上やむを得ないものであり、かつ、持ち出す原本媒体が必要最低限であることを確認した場合は、この限りではない。

(4) 保管設備

画像ファイル媒体の保管設備については、施錠機能がある保管庫等とする。

5 原本媒体の保管期間

原本媒体の保管期間は、判決確定時又は公訴時効完成時までとする。ただし、管理責任者が特に必要と認める場合は、同期間を超えて保管することができる。

6 原本媒体の廃棄

原本媒体を廃棄する場合は、裁断その他の方法により、記録された原画像ファイルを復元できないようにしなければならない。